

令和元年第6回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和元年6月18日 開会

令和元年6月18日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和元年第6回教育委員会定例会

令和元年6月18日（火）
午後2時30分 開会

○ 議事日程

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 行事報告

4 報告事項

報告第30号 令和元年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和元年6月分）について

報告第31号 小中学校校務用パソコン購入契約の締結について

報告第32号 放課後学習の状況について

報告第33号 奨学金の収納状況について

報告第34号 令和元年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について

報告第35号 令和元年度児童生徒就学援助費に係る援助費目及び支給額について

報告第36号 学校給食に関するアンケートの結果について

5 議案審議

議案第9号 新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町英語指導助手の設置に関する条例の一部改正について）に同意することについて

議案第10号 新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について）に同意することについて

議案第11号 新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命について

議案第12号 新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会委員の委嘱について

6 その他

7 閉会

○ 出席者（5名）

久保田 純 史

松 倉 寿 人

新 田 右 子

荒 山 直 人

近 藤 陽 介

○ 欠席者（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	後 木 満 男
主幹	富 田 豊
学校教育グループ長	西 村 幸 真
学校給食センター長	高 橋 泰 之

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

ただいまより、令和元年第6回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、新田、近藤両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎富田主幹

それでは、私のほうから行事報告をさせていただきます。行事報告書をご覧ください。令和元年5月17日から本日6月18日までの行事をまとめておりますので、よろしくお願いたします。まず5月18日、とっぷ子どもゆめクラブの発会式が改善センターで行われております。久保田教育長が挨拶を行いまして、今年度の登録者は96人、この日は78人出席しております。家庭でのお手伝い券を作成したりストロー飛行機作りを行っております。活動計画は、来年3月7日まで合計15回のような活動を予定しております。5月21日、第1回学校運営協議会が改善センターで行われております。会議の冒頭に、久保田教育長から10人の委員に対しまして、委嘱状を交付されております。協議会の概要や基本的な考え方、今後のスケジュールなどを話し合われております。5月22日から23日、十津川村中学校修学旅行の歓迎会及び中学校との交流会において皆さんにも歓迎会にご出席いただきましたが、十津川村中学校3年生24人と引率5人が修学旅行で本町を訪れております。この2日間、私が随行しておりますが、22日は

札幌まで迎えに行きまして、南富良野でラフティング体験、その後旭川の旭山動物園を見学後本町に入りまして、翌23日には菊水公園、開拓記念館、新十津川駅、役場訪問、物産館を見学したのちに中学校の3年生と交流会を行い、昼食にはジンギスカンを堪能しております。本町を出発した後、小樽に向かっております。残念ながら1人の生徒さんが麻疹に罹患しまして、養護教諭とともに1週間程度足止めされましたが、それ以外の生徒さんは、24日に無事十津川村に帰村しております。5月24日、特別支援関係の連携教育を目的とした第1回特別支援教育連携会議が改善センターで行われております。会議の冒頭に久保田教育長から12名の委員に対しまして委嘱状が交付されております。会長には岩田小学校校長、副会長には國行中学校校長がそれぞれ再任され、教育委員会、小学校、中学校、保健福祉課で現状と課題など情報交換が行われております。5月29日、第1回スポーツ推進委員会会議が改善センターで行われておまして、会議の冒頭、久保田教育長から7人の委員に対しまして、委嘱状を交付されております。委員長には東勝美氏、副委員長には本庄和子氏がそれぞれ再任され、教育委員会のスポーツ関係事業などを話し合っております。続きまして、掲載はございませんが、6月4日、北空知中学校の体育大会の陸上競技が深川市で行われております。新中からは10人が参加しておりますが、残念ながら標準記録を突破できず、全道大会への出場権を得ることはできておりません。続きまして、6月7日、新十津川中学校体育大会です。こちらにつきましては、個人の大会記録の更新はありませんでしたが、全体協議の中で、2年A組で心をつないでという競技の中で大会記録を更新しております。6月9日、青少年健全育成のつどいがゆめりあで開催されております。約200人の来場がありました。作文発表では中学生の部の優秀賞に2年生の村本美咲さんが、小学生の部の最優秀賞には松頭七海さんが選ばれております。この中学生の部の村本さんにおかれましては、7月18日、雨竜町で開催されます少年の主張空知大会に出場する予定となっております。6月11日、町内の藤原ピアノ教室の生徒さんの全国大会の出場報告会がありました。6月22日から東京で行われます第11回全国大会のグレンツェンピアノコンクールに、藤原教室の生徒佐藤稟さんが参加されます。この大会は3月に行われた北海道地区大会で優秀な成績、銀賞を上げた結果によるものでございます。6月12日、バドミントンの全道大会の出場報告ということで、4月21日に妹背牛町で開催されました小学生のバドミントン大会北空知大会予選会におきまして賀川美唯さん、賀川柚音さん、池田一葉さんがそれぞれ入賞しまして、6月15日から16日まで釧路市で行われました北海道少年ABCバドミントン全道大会に3人が参加しております。残念ながら全国大会には至っておりません。掲載はございませんが次に各種施設への花壇の植栽のボランティアについて報告させていただきます。道路の植樹柵や花壇の花植えに多くのボランティアの方のご支援をいただいております。5月28日、道道学園新十津川停車場線及び町道の植樹柵、かぜのび、空知中央病院前の花壇の花植えに、美しい通学路をつくる会や農業高校の生徒さん、中央区、文京区の区民をはじめとする多くの方に参加いただいております。5月31日は図書館前で植樹柵や花壇の花植えに、文京悠遊老人クラブの会員18名が参加されております。更に6月5日、改善センターの花壇の花植えに女性団体連絡協議会の会員15人の協力をいただいております。以上、報告に代えさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第30号令和元年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和元年6月分）について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、私のほうから報告させていただきます。一覧用をご覧ください。小中学校ともに、5月中の異動、増減はございませんので、6月の児童生徒数は5月と同じでございます。以上、報告第30号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

◎久保田教育長

報告第30号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第30号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第30号令和元年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和元年6月分）については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第31号小中学校校務用パソコン購入契約の締結について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

議案書の5ページをお開き願います。1 名称及び数量、小中学校校務用パソコン機器一式。2 取得の目的、機器の老朽による更新。3 契約の方法、指名競争入札。4 取得価格、18,273,600円。5 契約締結日、令和元年5月14日。契約の相手方、滝川市流通団地2丁目4番37号、株式会社明円ソフト開発、代表取締役社長、明円直志でございます。

次に裏面6ページの参考資料について概要を説明いたします。指名業者につきましては、3社でございます、記載のとおりでございます。財産の規格等につきましては、概要でございますが、ファイルサーバー2台、教師用パソコン67台、教務用のパソコンのソフトウェア、ジャストシステム、一太郎Pro4、67本ほかでございます。納入場所につきましては、新十津川小学校及び新十津川中学校ということで、納入期限につきましては、令和元年9月30日といたしまして、夏休み期間中に納入作業を行うこととしております。以上、報告第31号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第31号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

ここに老朽によるということでございまして、コンピュータの世界なので日々どんどん物が新しくなっているだろうということは推察できるのですが、ちなみにこれは何年前から使っていたものを更新するのか、また今後の見通しというかまた近い将来一斉更新ということになるのかどうかその辺のことを教えてください。

◎後木事務局長

それでは、担当のグループ長からご説明いたします。

◎西村グループ長

パソコンに関しては、平成21年に購入し10年経過しており、OSのWindows 7のサポートが終了するという、10年も経つと機器の性能が落ちていることで、今回、更新となっております。パソコンについては、5年を一サイクルだということと言われております。5年後すぐ買い換えるということとはなかなかいかないですが、5年を目途にあと何年使えるかということ判断しながら、今後更新の計画を立てていきたいと思っております。以上です。

◎松倉委員

Windows 7を我慢して使っていたということですね、今まで。ご苦労様です。分かりました。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

◎近藤委員

指名業者の3社の中の株式会社エー・エル・ピーさんというのは、どこの会社なんですか。

◎西村グループ長

エー・エル・ピーさんは滝川市の流通団地にあるゴルフなどのシステムを手掛けているシステムの会社でございます。

◎近藤委員

指名業者を選定するにあたって、町内業者では扱えないようなものだったのかどうかということ、これ聞きたいのですけれども。

◎西村グループ長

町内業者にも、一応検討をさせていただきました。こちらの3社ですけれども、パソコンをメンテナンスする方々がいるということで、何かあったときの対応がすぐできるということでこの3社を選定させていただきました。町内の業者になりますと、パソコンをすぐ修理できなく、別の会社をお願いして来ていただくということになりますので、時間が掛かることになるため、町内の業者というのは対象とはいたしませんでした。以上です。

◎近藤委員

そしたらこの契約の内容の中には、保守点検とかメンテも入っているというよう
な。

◎西村グループ長

5年間の保守契約も入っております。

◎近藤委員

はい、分かりました。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第31号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第31号小中学校校務用パソコン購入契約の締
結については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第32号放課後学習の状況
について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の7ページをお開き願います。平成30年度新中放課後学習サポート
の出席状況の表をご覧ください。放課後学習につきましては、平成29年度から導入して
おりまして、毎週月曜日を部活動の休業日と位置付けましてその時間帯を利用して学習
の機会を設けているということでございます。これによりまして、学習の習慣づけにつ
なげていこうというねらいを持っております。生徒の取り組み状況でございますけれど
も、表の1番下段のほうをご覧ください。実施回数については延べ22回で365人が出席
しております。1回当たりの出席状況でございますが、1年生が8.2人、2年生が4.9人、
3年生が3.4人で、3学年合わせまして1回当たり16.5人の生徒が参加しているという
状況でございます。昨年よりも若干減少しているというような状況となっております。
以上、報告第32号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い
申し上げます。

◎久保田教育長

報告第32号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第32号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第32号放課後学習の状況については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第33号奨学金の収納状況について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

議案書の9ページをお開き願います。年度別収納状況等の表をご覧ください。この表につきましては、奨学金の収納状況について償還の開始年度別に掲載したものでございます。平成29年度までは未納額はございません。平成30年度は14件中2件、242,000円が未納額として出ております。償還の意思はございますので、償還については保護者並びに本人と話をしながら支払計画書も受け取っておりますので引き続き納付勧奨を行いながら対応してまいるところでございます。以上申し上げまして、報告第33号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第33号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第33号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第33号奨学金の収納状況については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第34号令和元年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

議案書の11ページをお開き願います。1としまして、申請世帯数及び児童生徒数でございます。生活保護受給世帯につきましては3世帯の4名、その他世帯につきましては53世帯の82名となっております。2としまして、認定状況について別紙で資料を付けております。報告第34号別冊ということでこれにつきましてもご参照いただきたいと思います。(1)として認定世帯数及び児童生徒数でございますが、アの要保護世帯につきましては1世帯で1人、これは中学生でございます。イの準要保護世帯につきましては41世帯で63人、小学生39人、中学生24人でございます。ウの特別支援学級は3世帯4人、

小学生1人、中学生3人でございます。認定の基準につきましては、新十津川町児童生徒就学援助条例施行規則第3条の規程によりまして一定基準の所得額での算定となっております。生活保護基準の受給額に対する所得の割合を1.3倍に満たない場合には認定として、1.3倍以上の場合は不認定という基準を定めております。また特別支援学級に在籍している児童生徒についての倍率は2.5倍に満たない場合になりまして、(2)の不認定世帯数及び児童生徒数、9世帯15人が不認定ということでございます。次に(3)適用外世帯数及び児童生徒数は、2世帯3人ということでこれは要保護世帯に係るものでございます。ただし、要保護世帯でも修学旅行費につきましては支給となっているところでございます。3としまして認定開始日は平成31年4月1日でございます。なお、別冊の資料につきましては、認定の可否についての判定根拠を示すものでございますが、重要な個人情報が掲載されておりますのでのちほど回収させていただきこととさせていただきます。以上、報告第34号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第34号の説明が終わりました。質疑はございませんか。
よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第34号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第34号令和元年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第35号令和元年度児童生徒就学援助費に係る援助費目及び支給額について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の13ページをお開きください。内容につきましては、別紙により説明をさせていただきます。この一覧の表のとおり決定しておりますが、単価につきましては国の補助単価に基づき決められておりますので若干単価に変更がございます。昨年と微増、微減のものがございます。昨年と比べ大きなものの変更のみ報告いたしますが、新入学児童生徒の学用品、真ん中のすぐ下辺りですけれども、これにつきましては小中学生とも10,000円増額となっております。小学生につきましては50,600円ということで昨年は40,600円、中学生につきましては57,400円ということで昨年は47,400円ということでございます。この新入学児童生徒の学用品費につきましては、2段下にございますとおり新入学準備費といたしまして入学前に支給するということとしております。それ以外については、大きな変更はございません。下段の学用品等支給内訳の表につきましては、学用品等につきましては年3回の支給となっておりますので各期の支給額をお示ししたものでございます。以上、報告第35号の説明とさせていただきます。よろしくご

審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第35号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告35号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第35号令和元年度児童生徒就学援助費に係る援助費目及び支給額については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第36号学校給食に関するアンケートの結果について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の17ページをお開き願います。内容につきましては、別冊で学校給食に関するアンケートの結果についてという資料をお手元にお配りしておりますので、これに基づいて説明させていただきます。アンケート結果についての1ページ目をご覧ください。調査の目的につきましてはここに書かれてあるとおり、学校給食センターは、平成28年度から町直営方式から民間委託方式へと移行し3年、雨竜町立学校への提供開始から4年が経過することから、学校給食に対する新十津川町、雨竜町立学校の児童、生徒及び保護者並びに教職員の意見や要望を調査し、今後の献立作成や調理業務の推進に資するためという目的をもって調査いたしました。調査期間は平成31年2月12日から2月25日まで。対象者につきましては、新十津川小学校、雨竜小学校の4、5、6年生の児童、同保護者、新十津川中学校、雨竜中学校の1、2年生の生徒と同保護者、それと新十津川町、雨竜町立学校の教職員となっております。対象者数につきましては、(2)の表にございますとおり、新十津川小学校は児童158人、保護者146人、教職員32人、合計336人でございます。それぞれほかの学校についても数字をご覧いただきたいと思えます。4の回収率でございますが、2ページ目でございますとおり、各学年、教職員、保護者それぞれの回収率を載せております。100%の回収率のところもあれば少し少ない60%程度の回収率のところもあるという内容になっております。児童生徒については当然回収率、高い回収率で回収されているという内容でございます。続いて調査結果について内容を説明させていただきます。3ページに入ります。学校給食に関するアンケートの結果について。これについては6ページから円グラフもございますので、こちらのほうも参照していただきながらお願いしたいと思います。まず児童生徒の回答についてですが、給食は好きですかという問いに対しまして、「好き」「どちらかというが好き」が91%を占めておりまして、好まれて食べられていると。問2としましては、好きな理由を2つ選んでください、「おいしい」が27%、「友達と楽しく食べられる」27%ということで、給食を楽しく食べている様子がうかがわれます。次いで「栄養のバランスがよい」が14%となっております。対しまして問3では嫌いな理由を2つ選んでください、「おいしくない」「嫌いなものがでる」と、これが同数でございまして、

個々の好みはあるのかなと思いますが、この数字を減らすことが出来るように努力をしていきたいというところがございます。問4としまして、給食はおいしいですか、「おいしい」「どちらかというとおいしい」合わせると95%、高い評価となっております。問5では給食全体の味付けはどうか、「ちょうどよい」が70%、「うすい」が13%、「こい」が6%、その他の意見としましては、「味にムラがある」というような意見が散見されております。一定の味になるよう、栄養教諭、調理員らと協力して取り組んでまいりたいというように考えております。問6として、給食を残さず食べますかと。「毎日全部食べる」「殆どのこさない」「ときどき残す」が全体の92%となっております。残さないで食べていただいているのかなと考えておりますが、この数字をもっと上げるように取り組んでいくところがございます。問7、給食を残す理由をおしえてくださいと。「嫌いな食べ物が入っている」が34%、次いで「量が多い」が30%となっております。半面、その他の自由意見の中では「盛付の量が少ない」というような意見もありまして、これは食べごろですとか身体の大きさですとか、その辺による意見の違いかなというように考えております。問8としまして、給食の食器について、普段どのように感じていますか。「今のままでよい」「家庭で使用する食器とにているので使いやすい」が50%で半数となっております。また、「割れやすい」「割れない食器と交換してほしい」が34%で3分の1の児童生徒が、割れると、食器が割れることを気遣っているという現状でございます。それと朝ごはんの状況でございますが、朝ごはんは「毎日食べる」「ほとんど食べる」と回答した児童生徒が85%おりますが、まだ食べないという生徒もいますので、全員が食べるように食生活の改善が必要というふうに考えております。続いて、2番の保護者の回答でございますが、保護者につきましては子どもとの話題、給食を食べていることについての助成等についての問としております。お子さんと給食のことを話題にしますかということで、約85%が家庭内で話題にしているという中身でございます。それと問3のほうでお子さんが朝食を食べていますかという問い、これは児童生徒の問いにもあったのですが、回答と、児童生徒の回答と7%ぐらい差が、ひらきがあるということで、保護者のほうが食べていますという回答が多いように見られます。問いの4では、新十津川町、雨竜町では、給食費の一部を助成しておりますが、ご存じですかというような問いに対しまして、「知らない」と答えた保護者の方が17%いるということで、まだまだ町としての施策について広報が必要かと考えております。

3番として教職員の回答ですが、これは児童生徒の項目から一部をアンケートとして出しておりますのでお目通しをいただきたいと思っております。4番としまして、今後の方向性でございますが、1点目、味付けにつきましては、ほぼ満足頂いていると考えておりますが、「味付けにムラがある」という意見もございますので、調理の過程から味見の段階に至るまで、調理員と栄養教諭がより連携しながら注意を払って味の確認をしてまいりたいというように考えております。2点目としましては、給食時間の確保についてということで、「友達と楽しく食べられる」給食時間は、身体の育成、成長や心の余裕、食育の観点から時間の確保、これは必要不可欠なものだというように考えております。

報道されておりますように他県の極端に短い喫食時間とならないように、今後も現在と同様の時間の確保をしてまいりたいと考えております。3番目としまして、配缶量の調整でございます。献立によって、各学級に配缶される量に「少なさ」を感じるということがございます。これまでも対象人員、学年に応じた規定量を配缶しておりますが、今後も保護者負担金、給食費と食材の価格を吟味しながら、規定量を満たしつつ配缶量を調整してまいりたいと考えております。それと先ほども申し上げました強化磁器製の食器の使用継続でございますが、「割れない食器」「軽い食器」への変更を望む意見も

ございますが、「現在のままでよい」「家庭で使用する食器と、にているので使いやすい」というような意見も多いこと、また環境ホルモンを含まない安全面から強化磁器製食器を継続して使用してまいりたいと思っております。また、この件につきましては、以前本町の学校に在籍しておりました教職員が次のように述べておりますのでその文をちょっと書かせていただきます。「現在使用している食器を取り入れるときに、新十津川町にいました。様々な食器を検討しましたが、この食器を選ぶ決め手になったのは、「安全性」です。扱いにくい、割れる、重たくても、子どもたちが口に入れる物を入れる食器は安全なものをと考えました。「割れる」から「ていねいに」扱うこということを指導すればよいのではないか。」というようなご意見を頂いております。以上、学校給食、報告第36号学校給食に関するアンケートの結果についての報告とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第36号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

質問じゃなくて感想ですが、9割を超える子どもたちがおいしい、教職員も94%ですか、おいしいということで、本当に受け入れられている給食を日々提供していただいているのだなと思って高く評価させていただきたいと思えますし、また次の機会に試食させてください。よろしくお願いいたします。

◎久保田教育長

ほかに質疑ありませんか。

◎近藤委員

大変何かみんなおいしいって言って食べてもらっていますが、一部の生徒で量が多いというようなことが出てきています。これ先ほどの今後の方向性のところでもありましたが、配缶量の調整ということで何か献立によってちょっと少なさを感じることもあるというようなことも書いてありますが、学年によっても量がきまっているのですか？

◎後木事務局長

その辺についてはセンター長から。

◎高橋給食センター長

それでは、私のほうから説明させていただきます。各学年で、例えば小学校低学年それから高学年、中学生、それから高校は、その学年に見合った量というのが決まっております。計量し配缶しております。高校生につきましては、いろいろなクラブ活動等もございますのでその分に見合うということで中学生よりも多く配缶しているところが現状でございます。以上、説明とさせていただきます。

◎近藤委員

ちゃんと計量しているということですか。

◎高橋給食センター長

はい。

◎後木事務局長

ただ人気のある食べ物のときはどうしても足りないというようなこともでてきている。

◎久保田教育長

基準の量というのはね、全国共通ですか。グラム数というか。

◎高橋給食センター長

はい。

◎久保田教育長

決まっているのですか。

◎高橋給食センター長

はい。

◎近藤委員

その一方で量が多いというのは、何かその給食を残す理由、嫌いな理由に入っている
ので、全体に量が何か多いのかそれともメニューによって、献立によって何か好き嫌い
でのそうなのかもちょっと知りたいような気がします。以上です。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第36号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第36号学校給食に関するアンケートの結果に
ついては報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といた
します。議案第9号新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町英語指導助手の設置に
関する条例の一部改正について）に同意することについて事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の19ページをお開きください。提案理由でございますが、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議
案に同意することについて議決を求めるものである。提出する議案については、別紙の
とおりということで20ページをお開きください。ここでのまず提案理由でございますが、
英語指導助手を小学校並びに中学校にそれぞれ1人配置するため、この条例の一部改正

について議決を求めるものであるということで、内容の説明を申し上げますが、第2条を次のように改めるということで、21ページの新旧対照表も一緒にご参照いただきたいと思います。第2条ということで、現行では定員を新十津川町立新十津川中学校に英語助手、英語指導助手を1人配置するというので現行条例でございますが、これを改正案として、第2条として、英語指導助手は、新十津川町立新十津川小学校及び新十津川町立新十津川中学校に、それぞれ1人配置するというので、職務のほうの第4条では、並びに中学校の学校長及び中学校の英語担当教員を、改正案では及び配置された町立学校の学校長に改正するものでございます。これにつきましては、英語指導助手ALTを1名から2名体制で行っていくということに伴う改正でございます。最後に附則でございますが、この条例は、令和元年8月1日から施行するというのでございます。以上、議案第9号についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第9号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

これは、小学校の英語教育の充実ということを目的とすることだというふうに理解してはいますが、実際、小学校にALTが配属されるのはこの8月1日以降ということになりますか。どのような予定ですか。

◎西村グループ長

来日が8月4日になりますので、翌日の5日をもってALTの委嘱日になります。その後、東京でオリエンテーションがあり、8月7日にはこちらの新十津川町に来町する予定となっております。来町したときには小中学校夏休み期間中ですので、もう1人のデリック先生とともに、学校を回っているいろいろな授業にまず出ていただくというような計画をしております。

◎松倉委員

ということはもう人選もだいたい固まっているということですか。

◎西村グループ長

来られる方は、26歳のアメリカ国籍の男性で、出身はアイダホ州ボイシ市で、名前はモリン・ライアン。

◎松倉委員

ありがとうございます。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第9号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育著

異議なしと認めます。したがって、議案第9号新十津川町議会定例会提出議案(新十津川町英語指導助手の設置に関する条例の一部改正について)に同意することについては原案のとおり可決されました。続きまして、議案第10号新十津川町議会定例会提出議案(新十津川町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について)に同意することについて事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の23ページをお開きください。提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案に同意することについて議決を求めるものである。提出する議案につきましては、24ページをご覧ください。まず提案理由でございますが、大和体育館の解体に伴い用途廃止をするために、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。改正については、新十津川町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するというところで25ページの新旧対照表もご参照いただきたいと思います。新旧対照表で説明いたしますが、第2条の体育館の名称、位置の表からですね、大和体育館を削除すると、削るという内容でございます。なお、この条例につきましては、令和元年8月16日から施行することとしております。以上、議案第10号についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第10号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎近藤委員

これ中央体育館はまだしばらく使われるんですか。

◎後木事務局長

中央体育館につきましては、解体までの期間、まだ少しございますので、使うという方向で考えております。

◎近藤委員

先に中央体育館を解体すると思いました。

◎久保田教育著

近藤委員、ご承知のように、父母会から使わせてほしいということで、文書で取り決めしています。

◎近藤委員

分かりました。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第10号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第10号新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について）に同意することについては原案のとおり可決されました。続きまして、議案第11号新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の27ページをお開きください。提案理由でございますが、新十津川町特別支援教育連携協議会規則第3条第2項及び第4項の規定により委員を任命することにつき、教育委員会の議決を求めるものであるということで、任命しようとする者につきましては、3名でございます。これは、職員の人事異動によるものでございますが、所属は新十津川町保健福祉課の職員ということで2名、健康推進グループの保健師を任命しようとするものでございます。氏名につきましては、勝見梨恵と岩崎優乃でございます。教育委員会の職員としましては、事務局長の私後木満男が任命しようとする者ということでございます。任命につきましては、任命の日から令和2年3月31日までということで、任期につきましては1年以内ということでございます。任命の日は、議案可決後、速やかに任命する予定としております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第11号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第11号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第11号新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第12号新十津川

町・雨竜町子どものいじめ対策委員会委員の委嘱について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の29ページをご覧ください。提案理由でございますが、新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会の共同設置に関する規約第4条第1項の規定により委員を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求めるものであるということで、任命しようとする者でございますが、5名おります。高瀬裕二氏、人権擁護委員、新十津川町でございます。柴垣一男氏、人権擁護委員、雨竜町でございます。金行健次氏、保護司、新十津川町でございます。金山豊氏、保護司、雨竜町でございます。河原由紀氏、臨床心理士ということの所属で任命する、しようとするものでございます。任期につきましては、令和元年7月1日から令和5年6月30日までの4年間でございます。以上、議案第12号の説明といたします。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第12号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第12号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第12号新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会委員の委嘱については原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎後木事務局長

ありません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、令和元年第6回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後3時40分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 新 田 右 子

会議録署名委員 近 藤 陽 介